

期間限定移動児童館による子どもの居場所の提供

取組の背景・目的

目的 町内小・中学校の長期休業中（春・夏・冬休み）に、あすなろ児童館から遠い地域の児童のために、安全かつ安心な居場所を提供する。

主な対象 町内在住の18歳未満の児童（未就学児は保護者同伴）

取組の概要

平成27年 武蔵野地区に児童館を建ててほしいと地域住民から要望と署名の提出があった。当町では、建物の増設は行わない方針を表明し、建物に代わる子どもたちの居場所作りとして事業を行うことを表明した。

平成28年 小・中学校の夏期休業中に連続した日程で、移動児童館事業を1地区で実施した。

（世帯数の多い地区のコミュニティセンターを利用し20日間実施）

平成29年 試験的に他地区で毎週1回または小・中学校の冬期休業中に移動児童館を実施した。小・中学校の特例授業日に週1回を4週間実施した。別の地区で年末の冬期休業日に、連続して4日間実施した。

平成30年 3地区で月1回土曜移動児童館として6月から3月まで、計9回実施した。

【各コミュニティセンターの外観と利用者の様子】

*平成28年から30年までの3年実施した結果として、連続した休みの間の移動児童館を利用する子どもたちが多かったため、令和元年度は、

長岡コミュニティセンター（箱根ヶ崎1180番地）



小・中学校の長期休業中（春・夏・冬）に3地区のコミュニティセンター、所管課の協力を得て移動児童館実施を決定した。

【実施場所】左記（3カ所）のとおり

元狭山コミュニティセンター（二本木710番地）



【実施頻度】年3回（春・夏・冬休み期間）

午前10時30分～午後4時30分

※令和3年度から午前10時～午後5時

（日曜、祝日、年末年始、コミュニティセンター休館日を除く）

【内容】

小・中学校の長期休業中の期間に合わせて18歳未満の児童を対象に子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、一定の秩序のもと、遊具の貸出や製作活動等の遊びを提供し、時間を過ごしてもらう。

【職員体制】指導員（会計年度任用職員）

1施設1日2人勤務

【事業の実施方法】直営

武蔵野コミュニティセンター（むさし野1丁目5番地）



工夫点・留意点

- 来館者把握のため、登録用紙、名簿を活用して利用者の情報を管理した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用や体温を測り体調の把握をしている。また、遊具や筆記用具など全て使用後に消毒をしてから貸出している。
- 児童館の遊具とは別に、移動児童館用の遊具を用意し、期間限定移動児童館の時に各施設に持ち込み使用している。3施設あるため、遊具を1施設ごとに同じ物と違う物を用意し、違う物については一定期間で入れ替えている。
- 工作等の資料や材料を期間限定移動児童館の施設ごとに用意し、指導員が補助できるように工程表等を作成している。
- 周知方法として、広報や町のHP、瑞穂ケーブルテレビ等を活用している。そのため町在住者だけでなく町外在住者（実家に帰省者等含む）の利用につながった。

取組の効果

- あすなろ児童館に来られない方（遠方のため等）や児童も、地域のコミュニティセンターで事業を行うことで、参加しやすくなり、利用につながっている。
- 休みの間に、子どもたちが安心・安全に遊ぶことができる場所の提供をすることができた。
- 異年齢の子どもたちが一緒に空間で過ごすことで、新たな繋がりを持つことができています。

課題・今後の展開

【課題】

- 地域のコミュニティセンターを借用しての開館を行っているため、長期に借用する際に一般の方を優先にしている。そのため借用する部屋が、毎日必ず同じ場所とならない場合があり、前日に来た子どもが次の日に来た際、違うお部屋で開催していることがわからず、帰ってしまった事例があり「移動児童館の場所」としての安定した場所の十分な提供ができていない。
- 幼児と児童が一部屋を一緒に使用するため、借用する部屋の床がタイル張りの時などは、幼児が来館の際に床に敷物を敷いて対応している。しかし、スペース的に狭くて利用しづらいという意見を頂いたこともあった。
- 期間限定での雇用となり、日程調整をする際に、出勤日を公平に保つ難しさに加えて、会計年度職員側の事情での出勤日が確定した後に、日にちの変更が必要になった場合に調整が困難である。
- 移動児童館は、出先のため何か困難なことがあった時に、本部の児童館事務所との距離があり、本部の人員数によっては、対応が敏速にできない場合がある。

【今後の対策】

- 周知方法の工夫を行い、集客に努める。
- 指導員の任用の確保について公募だけでは難しいため、方法を検討する。